



鳥取県公報

平成12年7月1日(土)
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則（子育て支援課）.....	1
-------	--	---

==== 公布された規則のあらまし ====

- 1 社会福祉施設への入所等の措置に要する費用を入所者等から徴収する際の算定の基礎となる所得税額の算定根拠となる法律名に、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を追加することとした。（第2条関係）
- 2 所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年7月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第80号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 略	第2条 略
2～5 略	2～5 略
6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をい	6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者が得た収入の総額から租税その他の知事が別に定める必要経費の総額を控除した額をい

い、「所得税額等」とは、被措置者又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7又は附則第5条第2項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7 略

い、「所得税額等」とは、被措置者又はその扶養義務者の基準年の分の所得税額（当該所得税額について所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第2項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。